

障害者自立支援給付法(仮称)について

障害者自立支援給付法(仮称)

(障害種別に関わりのない共通の給付等に関する以下の事項について規定)

第一 総則

- 目的、責務、用語の定義等

第二 自立支援給付

- 自立支援給付の支給決定の手続き及び支給等

第三 地域生活支援事業

- 市町村及び都道府県の実施する地域生活支援事業

第四 事業及び施設

- 事業の開始及び施設の設置等

第五 障害福祉計画

- 障害福祉計画の策定等

第六 費用負担

- 介護給付等の費用に関する市町村、都道府県及び国の負担

第七 その他

身体障害者福祉法	知的障害者福祉法	精神保健福祉法	児童福祉法
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者の定義 ・身体障害者更生相談所 ・福祉の措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者更生相談所 ・福祉の措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の定義 ・精神保健福祉センター ・措置入院等 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の定義 ・児童相談所 ・福祉の措置
等	等	等	等

「障害者自立支援給付法(仮称)」の骨格案について

(注)現在、法案については、政府部内で調整中であり、今後、大きな変更があり得る。

第一 総則

目的、責務、用語の定義等を規定

法の目的

- この法律は、障害者及び障害児が、その有する能力を活用し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付等を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図ることを目的とすること。

市町村等の責務

- 市町村は、障害者が自ら居住する場所を定め、又は障害者及び障害児がその有する能力を活用し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の生活実態を踏まえて、関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行う等の責務を有すること。
- 都道府県は、市町村に対する必要な指導及び適切な援助、障害者等に関する相談等のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う等の責務を有すること。
- 国は、都道府県に対する必要な指導及び適切な援助その他の各般の措置を講じる責務を有すること。

第二 自立支援給付

自立支援給付の支給決定の手続き及び支給等を規定

自立支援給付

- 自立支援給付は、介護給付、訓練等給付、サービス利用計画作成費の支給、自立支援医療費の支給、補装具給付等とすること。
- 介護給付は、訪問介護(日常生活支援、行動援護を含む)、生活支援、療養支援、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援といった障害福祉サービスに要する費用の給付をいうこと。
- 訓練等給付は、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助といった障害福祉サービスに要する費用の給付をいうこと。

※ 全体の給付体系については、9ページ参照

介護給付等(介護給付、訓練等給付など)の支給決定の手続き

- 介護給付等を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、申請を行い、市町村の支給決定(支給期間、給付の種類ごとの量)を受けること。
- 市町村は、申請があったときは、その職員に、面接をさせ、その心身の状況、その置かれている環境その他の事項について調査をさせること。(この業務については、相談支援事業者に委託できること。)
- 市町村は、障害者給付審査会の障害程度区分に関する審査及び判定の結果等を踏まえ、障害程度区分の認定を行うこと。
- 市町村は、障害程度区分、障害者等のサービス利用の意向、当該障害者等の介護を行う者の状況その他の事項を勘案して、支給決定を行うこと。この支給決定に際し、市町村は、必要に応じて、障害者給付審査会に意見を聴くことができること。この場合、障害者給付審査会は、必要に応じて、支給決定に係る障害者等、家族などの関係者の意見を聴くことができること。
- 支給決定を受けた障害者等は、支給決定の更新や、支給決定の変更の申請をすることができること。
- 都道府県は、市町村が行う支給決定等の業務に関して、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は児童相談所による必要な援助を行うことができること。
- 市町村の委託を受けて審査判定業務を行う都道府県については、都道府県障害者給付審査会を置くこと。
- その他介護給付等の支給決定の手続き等について必要な事項を定めること。

※大まかな手続きの流れについては、14ページ参照

介護給付等(介護給付、訓練等給付等)の支給

- 市町村は、支給決定を受けた障害者等が、障害福祉サービスを受けたときは、その費用について、介護給付等を支給すること。(実務的には、市町村が事業者へ直接支払う。)
- 介護給付等の額は、障害福祉サービスの種類ごとに通常要する費用につき厚生労働大臣が定める基準により算定した額の百分の九十に相当する額とすること。
- 自己負担する額について、所得に応じた一定の上限額を定めること。
- 市町村は、支給決定を受けた障害者等が、都道府県が指定した事業者が提供する障害福祉サービス以外の福祉サービス(基準該当障害福祉サービス)を受けた場合であって、必要があると認めるときは、特例介護給付等を支給することができること。
- 自己負担する額等については、附則において激変緩和のために必要な経過措置を定めること。

※支給決定を受けた障害福祉サービスの自己負担については、15ページ参照

指定障害福祉サービス事業者の指定等

- 指定障害福祉サービス事業者等の指定は、障害福祉サービス事業等を行う者の申請により、都道府県知事が行うこと。
- 指定の更新、指定障害福祉サービスの事業の基準、監督、指定の取消し等について定めること。

自立支援医療費等の支給認定、支給

- 自立支援医療(旧更生医療、旧育成医療、旧精神通院公費)を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、申請を行い、医療の種類により市町村又は都道府県の認定を受けること。
- 市町村又は都道府県は、心身の状態、所得等を勘案して、支給認定を行うものとする。
- 支給認定の更新、支給認定の取消し等について定めること。
- 市町村は、自立支援医療を受けるために必要な費用について、その百分の九十に相当する額を自立支援医療費として支給すること。
- 自己負担する額について、所得に応じた一定の上限額を定めること。
- 自己負担する額等については、附則において激変緩和のために必要な経過措置を定めること。
- その他医療に係る療養支援を受けた者に対する療養支援医療費等の支給等について定めること。

※自立支援医療費(公費負担医療)の自己負担については、30ページ参照

指定自立支援医療機関の指定

- 都道府県知事は、病院、診療所、薬局について、その開設者の同意を得て、指定自立支援医療機関を指定すること。
- その他監督、指定の取消し等について必要な事項を定めること。

補装具給付の支給等

- 市町村は、障害者又は障害児の保護者の申請により、補装具が必要な者であるとして市町村が認めた場合には、補装具の購入又は修理に要した費用について、補装具給付を行うこと。
- その他補装具給付の支給等について必要な事項を定めること。

第三 地域生活支援事業

市町村及び都道府県の実施する地域生活支援事業について規定

市町村の地域生活支援事業の実施

○市町村は、次に掲げる事業を行うものとする。

- ① 障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供その他の便宜を供与する事業
- ② 地域活動支援センターその他の施設に通わせ、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進その他の便宜を供与する事業
- ③ 障害者等の移動を支援する事業
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の便宜を供与する事業
- ⑤ 現に住居を求めている障害者等につき、居室等を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する事業
- ⑥ 日常生活用具を給付し又は貸与する事業

○市町村は、上記以外に障害者等の自立支援のために必要な事業を行うことができる。

都道府県の地域生活支援事業の実施

○都道府県は、次に掲げる事業を行う

- ① 障害福祉サービス又は相談支援の質の向上のために、従事者やその指導者を育成する事業
- ② 市町村が行う地域生活支援事業のうち、地域の実情を勘案して、当該事業を効果的かつ効率的に実施するためには広域的に対応する必要のある事業

○都道府県は、上記以外に障害者等の自立支援のために必要な事業を行うことができる。

第四 事業及び施設

事業の開始及び施設の設置等に関する事項を規定

事業の開始及び施設の設置等

○事業の開始、施設の設置、施設の基準、監督等について必要な事項を定めること。

第五 障害福祉計画

障害福祉計画の策定等に関する事項を規定

国の基本指針

○厚生労働大臣は、障害者等がその有する能力を活用し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス及び地域生活支援事業を提供する体制を整備し、円滑な実施を確保するために以下のような事項を定める基本的な指針を定めること。

- ① 障害福祉サービス等を提供する体制の確保に関する基本的な事項
- ② 市町村障害福祉計画及び都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
- ③ その他必要な事項

市町村障害福祉計画

○市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス及び地域生活支援事業を提供する体制の確保に関する以下の事項を定めた市町村障害福祉計画を定めること。

- ① 障害福祉サービス等の量の見込み
 - ② 障害福祉サービス等の見込み量の確保のための方策
 - ③ 地域生活支援事業の実施体制
 - ④ その他必要な事項
- その他市町村障害福祉計画を定めるために必要な事項を定めること。

都道府県障害福祉計画

○都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス及び地域生活支援事業を提供する体制の確保に関する以下の事項を定めた都道府県障害福祉計画を定めること。

- ① 都道府県が定める区域ごとの障害福祉サービス等の量の見込み
 - ② 障害福祉サービス等を提供するための施設等の整備に関する事項
 - ③ 障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - ④ 地域生活支援事業の実施体制
 - ⑤ その他必要な事項
- その他都道府県障害福祉計画を定めるために必要な事項を定めること。

※障害福祉計画に関しては、36ページ参照

第六 費用負担

介護給付等の費用に関する市町村、都道府県及び国の負担について規定

市町村の支弁

- 介護給付等に要する費用、市町村が行う自立支援医療費の支給に要する費用、補装具給付に要する費用、市町村の地域生活支援事業に要する費用等について、市町村が支弁すること。

都道府県の支弁

- 都道府県が行う自立支援医療費の支給に要する費用及び都道府県の地域生活支援事業に要する費用について、都道府県が支弁すること。

都道府県の負担・調整交付金

- 都道府県は、市町村の支弁する介護給付等に要する費用等について、定率負担と調整交付金を合わせて、百分の七十五を負担すること。（厳密には国の調整交付金の額等を勘案して変動する。国が都道府県に対して百分の五十を負担するので、都道府県の負担は実質的には百分の二十五となる。）
- 都道府県は、市町村が行う自立支援医療費の支給に要する費用、補装具給付に要する費用の百分の二十五を負担すること。
- 市町村の地域生活支援事業に要する費用に対する都道府県の補助に関すること。

国の負担・調整交付金

- 国は、市町村の支弁する介護給付等に要する費用等について、定率負担と調整交付金を合わせて、都道府県に対して、百分の五十を負担すること。
- 国は、市町村及び都道府県が行う自立支援医療費の支給に要する費用、補装具給付に要する費用の百分の五十を負担すること。
- 市町村及び都道府県の地域生活支援事業に要する費用に対する国の補助に関すること。

※介護給付等の費用の支弁の仕方については、38ページ参照

第七 その他

その他必要な事項について規定

国民健康保険団体連合会の業務等

- 国民健康保険団体連合会が、介護給付等、自立支援医療費等の請求に関する審査及び支払いを行うこと。
- その他必要な事項を定めること。

審査請求

- 介護給付等に関する処分に不服がある障害者又は障害児の保護者は、都道府県に置く障害者介護給付等不服審査会に審査請求をすることができること。
- その他必要な事項を定めること。

その他

- 市町村の調査権限、大都市特例、罰則その他必要な事項を定めること。

施行期日

- 自立支援医療(公費負担医療)の利用者負担の見直し等に関する事項…平成17年10月
- 障害福祉サービスの利用者負担並びに在宅サービスに係る費用の国及び都道府県の義務的負担化に関する事項…平成18年1月
- 新たな事業・施設体系への移行、地域生活支援事業の実施等に関する事項、児童入所施設に関する事項(契約制、利用者負担)…平成18年10月

※中長期の制度改正スケジュールについては、40ページ参照

精神保健福祉法等の関係法律の改正等

- 「精神分裂病」の「統合失調症」への名称変更、任意入院患者に関する病状報告、改善命令に従わない精神病院に関する公表制度等について精神保健福祉法を改正すること。
- 障害者福祉各法をはじめとする関係法律の改正を行うこと。
- 必要な経過措置を設けること。